

令和6年度



あなたにできる寄り添う支援があります



権利擁護支援者養成講座 基礎編 I

受講無料

受講者募集!



判断能力の低下等により、生活に不安を

お持ちの高齢者や障害のある方が地域で安心して暮らすことができるよう、本人の気持ちに寄り添いながら支援を行う権利擁護支援者の養成講座を開催します。



2日間で高齢者や障害者の理解に関すること、関係諸制度、日常生活自立支援事業、成年後見制度など支援に必要な基礎知識を学びます。

講座内で認知症という病気の知識と、対応方法を学びます。受講者は「認知症サポーター養成講座」修了者として、オレンジバッジが授与されます。



受講後は日常生活自立支援事業の**生活支援員**、**法人後見支援員**としての活動などが見込まれます。（詳しくは裏面をご覧ください）



日時

1日目：令和6年11月22日（金） 午前9時30分から午後4時40分まで
2日目：令和6年11月26日（火） ※両日の参加が必要です。

会場

柏崎市総合福祉センター 2階 作業研修室（柏崎市豊町3番59号）

定員

30名（申込多数の場合は抽選）  当日かしわハンズのパンを販売します 

対象

柏崎市内に居所又は勤務地がある方で、下記の（1）から（3）のいずれかに該当する方

- （1） 病気や障害等により判断能力が不十分である方の支援に関心のある方
（福祉関係者の参加も可能）
- （2） 日常生活自立支援事業の生活支援員としての活動を希望する方
（年齢70歳以下、普通運転免許を有する方）
- （3） 社会福祉法人柏崎市社会福祉協議会の法人後見支援員としての活動を希望する方
（法人後見支援員の活動には本講座を修了した方が受講できる養成講座基礎編Ⅱの修了が必要です）

申込期限

令和6年10月1日（火）から令和6年11月8日（金）まで

申込方法

- ① 申し込み専用フォームからお申込み → [専用フォームはこちらから](#)
- ② 裏面「受講申込書」の必要事項を記載のうえ、下記へメール、電話、FAX



お問い合わせ：柏崎市権利擁護センター（柏崎市社会福祉協議会が柏崎市より受託）

電話：22-1411 FAX：22-1441 メール：ks-92@syakyou.jp

日常生活自立支援事業の生活相談員とは

日常生活自立支援事業は、高齢者や障害者の方々が住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるように、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理などを行い、その生活を支援する事業です。社会福祉協議会職員の専門員と地域の協力者である生活支援員が支援します。

生活支援員は、ご本人の気持ちに寄り添い、福祉サービスの利用援助や銀行での手続き、各種支払い等の活動を行います。

成年後見制度と法人後見支援員とは

成年後見制度とは、認知症や知的障害、精神障害などで判断能力が不十分な方を保護、支援するために、家庭裁判所から選任された後見人等が本人の意思を尊重しながら生活状況や身体状況等を考慮して、本人の生活や財産を守る制度です。

法人後見支援員は、社会福祉法人等の法人が後見人等として選ばれた、支援を必要とする方の身上保護、財産管理などの支援活動の一部を行います。

令和6年度

権利擁護支援者養成講座 基礎編 I

受講申込書

FAX:0257-22-1441 メール : ks-92@syakyou.jp

申込先：柏崎市権利擁護センター

（ふりがな） 氏名	
住所	〒
電話番号	
メールアドレス	
受講の動機をお聞かせください。また、対象（1）から（3）のどこに該当するかご記入ください	受講動機： 対象番号：

【個人情報の取扱いについて】

申込時に取得した個人情報は、本講座の運営のみに利用するものとし、申込者の同意なしに、第三者に個人の情報は提供いたしません。